

教師条例施行条規

（一九九一年六月二十九日）
達令公示第三十五号

改正

- ① 一九九四・六・二八達令公示八
- ② 一九九六・三・六達令公示四
- ③ 二〇〇〇・六・二七達令公示五
- ④ 二〇〇三・六・二八達令公示六
- ⑤ 二〇〇五・六・二七達令公示八
- ⑥ 二〇〇八・六・二九達令公示九
- ⑦ 二〇一〇・六・二九達令公示九
- ⑧ 二〇一三・六・二八達令公示八

（趣旨）

第一条 この達令は、教師条例の施行に必要な事項について定める。

（試験検定）

第二条 試験検定は、毎年三月及び八月の二回宗務所で行う。

2 宗務総長は、必要と認めたとときは、臨時にこれを行うことができる。

（受験資格）

第三条 試験検定は、僧籍を有する者でなければ受験すること

（第一〇編）

教師条例施行条規

ができない。

2 試験検定を受けようとする者は、所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者の同意を得なければならぬ。

（期日等の告示）

第四条 試験施行の期日及び学科目並びに受験出願の期限は、少なくとも試験実施の日から三月前に告示する。なお、臨時に行う場合は、少なくとも一月前に告示する。

（受験願書）

第五条 試験検定を受けようとする者は、受験願書に、次に掲げる書類を添えて教育部に提出しなければならない。

一 履歴書

二 写真（名刺型、上半身脱帽、出願前一年以内に撮影のもの）

（検定冥加金）

第六条 試験検定を受けようとする者は、願書に添えて、別に定める検定冥加金を納付しなければならない。

2 納付された検定冥加金は、これを返戻しない。

（受験票の交付）

第七条 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(試験の方法及び科目)

第八条 試験は、筆記試験及び口述試問の方法により行う。

2 筆記試験は、次に掲げる科目とする。

- 一 真宗学
- 二 仏教学
- 三 教化
- 四 声明作法
- 五 法規

(受験科目の免除)

第九条 次の各号の一に該当する者は、前条第二項第一号及び第二号の二科目又はいずれか一科目を免除する。

- 一 大学卒業若しくは大谷大学大学院修了者若しくは同朋大学大学院修了者若しくは大谷大学短期大学部若しくは九州大谷短期大学卒業者であつて、当該学校で開講されている真宗学及び仏教学の両方又はいずれか一方の別に定める必要な単位を修得したと認めたる者
- 二 他派の教師であつて、本派に転属した者で、前号に準ずると認めたる者
- 三 他派から離脱して本派に所属し、法人の被包括関係を設定する寺院の住職である者

(試験の判定基準等)

第十条 試験の合格は、全科目が合格点に達しなければならぬ。

2 試験の評点は、各科目につき百点を満点とし、六十点以上を合格とする。

3 試験合格者には、合格証を交付する。

(科目合格)

第十一条 合格点を得た科目については、その証明書を交付する。

2 前項の証明書を有する者で、さらに受験を願したときは、その証明書交付の月から三年間、当該科目の試験を免除する。

(無試験検定有資格者)

第十二条 次の各号の一に該当する者で、別に定める単位を修得した者は、無試験検定を受ける資格を有する。

- 一 大谷大学大学院修了者
- 二 大谷大学文学部卒業若しくは大谷大学短期大学部卒業若しくは九州大谷短期大学卒業若しくは同朋大学大学院修了若しくは同朋大学文学部卒業者

七 同朋大学社会福祉学部卒業生

八 大谷専修学院卒業生

九 大谷大学短期大学部科目等履修生（真宗大谷派教師資格

取得コース）修了者

十 同朋大学別科（仏教専修）修了者

十一 真宗学院卒業生

十二 大谷高等学校卒業生であつて仏教課程を履修した者

（履修教科）

第十三条 前条の資格を得るための履修教科に関する事項は、毎年、宗務総長が定め、学校長に通知する。

（初補の手續）

第十四条 教師の初補を受けようとする者は、補任願書、履歴書、身元証明書及び最終学校卒業証明書に別に定める補任冥加金を添えて、出願しなければならない。ただし、第十二条に該当する者は、更に必要単位を取得したことを証する書類を添付しなければならない。

（陞補）

第十五条 教師の陞補は、別表の基準年限に達した者について行う。

2 次の各号の一に該当する者は、別に定めるところにより陞

補することができる。

一 教学上功労のある者

二 社会教化に功績顕著な者

三 宗門護持上功績顕著な者

3 前項及び第十六条から第十八条までの各号の一に該当する者は、第一項の定によらないものとする。

第十六条 次の学歴を有する者については、それぞれ次のとおり陞補することができる。

一 大谷大学院修士課程の真宗学専攻又は仏教学専攻を修了した者 僧 都

二 大谷大学院修士課程の真宗学及び仏教学以外の専攻を修了した者 律 師

三 大谷大学文学部真宗学科又は仏教学科卒業生 僧 都

四 大谷大学文学部真宗学科及び仏教学科以外の卒業生 律 師

五 大谷大学短期大学部仏教科卒業生 律 師

六 大谷大学短期大学部仏教科以外の卒業生 法 師 位

七 九州大谷短期大学仏教学科卒業生 律 師

八 九州大谷短期大学仏教学科以外の卒業生 法 師 位

九 同朋大学大学院文学研究科博士前期課程を修了した者

十	同朋大学文学部仏教学科卒業者	僧都
十一	同朋大学文学部仏教学科以外の卒業者	律師
十二	大谷専修学院卒業者	法師位
十三	大谷大学短期大学部科目等履修生（真宗大谷派教師資格取得コース）修了者	満位
十四	同朋大学別科（仏教専修）修了者	満位
十五	大学の真宗学科、仏教学科、宗教学科若しくは印度哲学科又はこれらに相当する学科の卒業者	律師
十六	大学卒業者	満位
十七	短期大学卒業者で、真宗学又は仏教学を履修した者	満位
十八	真宗学院卒業者	満位
2	前項第十五号及び第十七号の規定により陞補の対象となる大学、学部及び学科は、別に定める。	
第十七条	学階を有する者は、次のとおり陞補することができる。	
一	講師	権大僧正
二	嗣講	僧正
三	擬講	大僧都

四 学師 僧都

第十八条 安居条例第十四条による称号を許可された者は、次のとおり陞補することができる。

一 進業 権僧都

二 准進業 権律師

第十九条 入位からの陞補は、その補任の日から少なくとも六月以上を経過しなければ行うことができない。

附則

1 この達令は、一九九一年七月一日から施行する。

2 一九六七年七月一日以前に第十五条各号に該当する学校を卒業した者、又は一九六七年七月一日において、同条各号に該当する学校に在学していた者の陞補については、なお従前の例による。

3 一九八一年七月一日以前に同朋大学を卒業した者は、第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 一九八一年三月三十一日以前に真宗学院に入学した者、一九八六年四月一日以前に東海専修学院を卒業した者、又は一九九一年三月三十一日以前に東京大谷専修学院を卒業した者は、第十一条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 この達令施行前に交付された試験検定合格証は、なおその効力を有し、科目合格証の有効年限は、交付の月から起算する。
- 6 この達令施行前に行った試験施行の期日等の告示は、この達令による告示とみなす。

附 則 (一九九四年六月二八日達令公示第八号)

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 一九九四年三月三十一日以前に同朋大学に入学している者は、なお従前の規定を適用する。

附 則 (一九九六年三月六日達令公示第四号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (二〇〇〇年六月二七日達令公示第五号)

この達令は、二〇〇〇年八月十日から施行する。

附 則 (二〇〇三年六月二八日達令公示第六号)

この達令は、二〇〇三年七月一日から施行する。

附 則 (二〇〇五年六月二八日達令公示第八号)

- 1 この達令は、二〇〇五年七月一日から施行する。
- 2 二〇〇五年三月三十一日以前に同朋大学大学院修士課程を修了した者は、なお従前の規定を適用する。

附 則 (二〇〇八年六月二七日達令公示第六号)

この達令は、二〇〇八年七月一日から施行する。

附 則 (二〇一〇年六月二九日達令公示第九号)
この達令は、二〇一〇年七月一日から施行する。

附 則 (二〇一三年六月二八日達令公示第八号)

- 1 この達令は、公示の日から施行し、二〇一三年三月二十二日から適用する。

- 2 同朋大学文学部仏教文化学科を卒業した者は、なお従前の例による。

別表

最 低	基 準	年 限	
		教 師	僧 正
七	一〇一〇	僧	正
七	一〇	権僧	正
五	七	大僧	都
五	七	権大僧	都
五	七	僧	都
五	七	権僧	都
三	五	律	師
三	五	権律	師
三	五	法師	位
三	五		満位